

吉岡町地域防災計画の修正の概要

(令和8年2月修正)

吉岡町防災会議

1 修正の基本方針

令和6年度の災害対策基本法等の改正をはじめ、これに伴う国の防災基本計画の修正、さらに群馬県地域防災計画の修正との整合を図りつつ、必要事項の修正を行いました。

2 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、吉岡町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して、町内における風水害、雪害、地震等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とします。

3 主な修正項目

(1) 各室事務分掌の修正

| 変更概要 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・各室に「来庁者の避難誘導に関すること」を追加・その他必要に応じた業務の整理 |

(2) 上位計画等の時点修正に伴う変更

| 変更概要 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| 防災基本計画(国)及び地域防災計画(県)の修正に合わせた文言整理 | <ul style="list-style-type: none">・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WE B）への集約・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化・自治体、保健師、福祉関係者等との間で連携した状況把握の実施・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供・消防団の車両や資機材の充実・無人航空機、衛星インターネット等の活用・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置・避難所における生活用水の確保・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化・運送事業者等との連携による、物資 |

| | |
|--|---|
| | <p>輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所（土砂流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）の削除 ・その他、消防庁防災業務計画の修正に伴う修正 ・令和7年4月21日付け消防応第44号災害報告取扱要領等の一部改正に伴う様式の修正 (詳細については、新旧対照表のとおり) |
|--|---|

(3) 新たな災害協定書の掲載

- ・災害時における応急対策業務に関する協定 町内建設・土木・造園事業者
(令和4年1月14日締結)
- ・災害時における水道施設の応急復旧に関する協定 町内水道事業者
(令和4年1月14日締結)
- ・災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定 有限会社北群馬衛生社
(令和4年1月14日締結)
- ・災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 吉岡町一般廃棄物事業協同組合
(令和4年1月14日締結)
- ・災害時における復旧支援協力に関する協定 群馬県・公益社団法人日本下水道管路管理業協会
(令和6年12月17日締結)
- ・災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定 社会福祉法人薫英会
(令和7年3月26日締結)
- ・災害時等における物資供給及び災害支援活動協力に関する協定 株式会社ジョイフル本田
(令和7年4月19日締結)

(4) その他の修正

- ・物資拠点の記載
- ・山地災害危険地区の追加
- ・誤字等の修正